監査委員公表第１１号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表します。
また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

令和８年１０月３０日

寒川町監査委員　後　藤　雅　弘
同　　栁　田　　遊

１　監査の種類
随時監査（補助金）

２　監査の実施期間
令和８年８月２４日から令和８年９月２９日まで

３　監査の対象部課等
町民部　町民安全課

４　監査の対象
令和７年度における補助金等の交付事務

５　監査の着眼点（評価項目）
・補助金等の交付事務が法令、規則等に基づき適切に処理されているか
・補助金等の妥当性（公益性）が認められるか。
・事業の成果確認（有効性）が適正に行われているか等に着目して監査を実施した。

６　監査の実施内容
負担金、補助及び交付金に係る予算執行、支出などの会計事務処理や事務事業の執行の適否などについて検査資料等の提出を町民部　町民安全課に求め、書類の検査を行った。

７　監査の結果
補助金等に係る事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については口頭で指導した。

８　監査の結果に関する意見
補助金等が、町民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、引き続き、不断に補助等の効果を検証し、執行していただきたい。